
平成 1 5 年度町政執行方針

平成 1 5 年第 1 回定例町議会の開催にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

さて、わが国の経済は、米国経済の先行き懸念や株価低迷の影響などから横ばいで推移することが見込まれており、引き続き厳しい実態にあります。国においては、この厳しい経済情勢にあっても、日本経済の再生を図る道は「聖域なき構造改革」を迅速かつ着実に推進する以外にないと言われ、経済活性化に向けた「金融システム改革」、「税制改革」、「規制改革」、「歳出改革」の 4 本柱の構造改革を一体的かつ整合的に実行されようとしています。また、デフレを抑制しながら、民間需要主導の持続的な経済成長の実現をめざすことを基本に経済財政運営を行うこととされております。

このような状況下にあって、地方においては、分権時代への対応、地方交付税など主要財源の削減されることへの対応、少子高齢社会への対応などに向け、従前の行財政のあり方を根本から見直す大変革と併せて、市町村合併に関する幅広い議論を重ねることが強く求められております。

本町においても、この市町村合併は、将来の上富良野町のまちづくりの方向を定める大変重要な課題であることから、国や道、近隣市町村の動向を把握するとともに、北海道の地理的特殊性を考慮してまとめた、北海道町村会・町村議長会による「市町村のあり方についての提言」や、道による「北海道の基礎的自治体のあり方についての提言」、第 2 7 次地方制度調査会で検討されている基礎的自治体の方向性、小泉総理が提唱する地方財政改革における「骨太の方針第 2 弾」で示している三位一体での地方への税財源配分のあり方など、今後、これらの示される方向性や改革案の中身についても十分に注視しなければな

らなく、今、まさに地方自治体は大きな変革の節目を迎えております。

今後、これらの動向を踏まえ、逐次情報の提供を申し上げながら、議員各位、町民皆さまの意見を伺い、自立の道を歩むべきか、また合併の道を選ぶべきか、はたまた新しい枠組みでの自治体の方向に進むのか、わが郷土、上富良野町の将来を見据えて、その方向性を見極めていくことが私に課せられた使命と痛感いたしております。

それでは、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。国家財政、地方財政ともに危機的状況のもとで、地方交付税をはじめとする税財源の抑制が余儀なくされている一方、公債費や既定施策経費、また国営土地改良事業負担金の償還が始まるなど、義務的経費の占める割合が高くなることから、財政の硬直化傾向は一段と厳しさを増す重い課題を抱えております。

とりわけ、低迷する経済背景のもとで、国が地方の財政を主導している今日、町の今後の財政見通しを見極めることは大変困難ではありますが、この厳しい状況を乗り切っていくためには、財政改革の断行は緊急かつ最優先課題と考えております。

このため、行政内部における大胆な自己改革の断行はもちろん、受益を受ける者は自ら負担するという、いわゆる「受益者負担の原則」にのっとり、財政構造そのものを抜本的に改革していくことを基本として、職員共々、必死の覚悟で取り組み、平成16年度を初年度とする新たな「行財政改革大綱」を本年度中に策定し、町民の期待と負託に応え、まちづくりに全力を尽くしてまいりますので、議員各位、並びに町民皆さまの特段のご支援とご協力をお願い申し上げます。

以下、町政執行にあたっての方針と各施策について申し上げます。

第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの

～ふれあい大地の創造」をめざし、まちづくりの基本方針として掲げている「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」を基本にしながら、4つの柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分野の諸施策を推進してまいります。

はじめに、1つ目の柱である、「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

国際的にも国内的にも大きく変化する社会の中にあって、本町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも十分連携を取りながら、生涯学習の観点に立って幼児から高齢者までの各期にわたり、教育、文化、スポーツなど、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

人材育成では、友好都市提携を結んでいるカナダ国カムローズ市と三重県津市との交流をより一層促進するため、本年度は、小・中・高校生の派遣を計画いたします。

男女共同参画の社会づくりでは、審議会などの附属機関を含め、行政組織の中で、女性がより各分野で活動していただく機会の拡充に努め、男女共同のまちづくりが、より一層推進されるよう努めてまいります。

町民の皆さんが待望していましたパークゴルフ場は、本年度からオープンし、町民の健康づくりとコミュニケーションの場として、有効に活用されるよう促進を図ってまいります。

健康と福祉の施策については、町民の誰もが、いつまでも健康で安

心して暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が相互に連携を図りながら、各種施策を推進してまいります。

21世紀の高齢化時代を見据え、本町のまちづくりの根幹をなす、その活動拠点施設として位置付けている保健福祉総合センターについては、平成16年度の完成をめざし、本年度から建設に着手してまいります。

高齢者福祉及び介護保険制度については、本年度を初年度として見直しを行った「上富良野町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、在宅福祉を重点として、介護保険サービスの安定的な提供と生活支援や生きがい活動支援など、地域福祉を一層推進してまいります。

また、高齢者が要介護状態に陥ったり、要介護者になっても、できる限りその状態が悪化することのないよう、在宅介護支援センターが中心となり、介護予防事業を展開してまいります。

敬老事業については、満75歳以上一律の敬老年金から、節目の長寿年齢に対する敬老祝い金に改めたことを踏まえ、住民会主催による開催方式に移行してまいります。

社会福祉協議会に対しては、ボランティア活動、老人クラブ支援など、地域福祉の中心的な役割を担う組織として、また、介護保険サービスと在宅福祉サービスを提供する事業所として、一層の充実強化が図られるよう連携を密にしながら、運営を支援してまいります。

障害者対策については、障害者が障害のない人たちと共に地域で生活し、社会参加ができるような地域づくりをめざし、これからの障害者福祉施策の方向性を定めるため、本年度は「障害者福祉計画」を策定いたします。

また、本年度から知的障害者、児童障害者の福祉関連事務に関わる権限が市町村に委譲され、措置制度から支援費制度に変わります。このことにより、町としても新たな財政負担が伴いますが、新制度が円

滑に推進されるよう努めてまいります。

母子通園センターについては、支援費制度に変わったことから、障害児の児童デイサービスの事業所として、知事の指定を受けサービスの提供を行うこととなります。このことから、中富良野町と共同事業として行ってきたものが、両町間の受委託事業の関係となることから、事業所として新たな展開で運営してまいります。

児童福祉については、少子化の進行に伴い、子育て支援策の必要性が一段と増してきているなか、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりなど、これからの児童福祉施策の方向性を定めるため、本年度は「児童育成計画」を策定いたします。

保育所においては、利用者の期待に応える保育所運営をめざし、障害児や乳幼児、一時的に保育に欠ける児童についても、引き続き積極的に受け入れてまいります。

西保育所については、民間のもつ活力と運営の柔軟性などを活用することにより、多様化する保育ニーズへの対応を図るとともに、町財政の負担軽減効果を上げるため、平成16年度からの民間委託に向けての条件整備に取り組んでまいります。

社会福祉法人わかば愛育園に対しては、暖房設備と給湯給水設備の老朽化に伴う施設改修費の一部を支援してまいります。

保健予防関係については、新寝たきり老人ゼロ作戦事業を軸に、寝たきりの主な原因となる脳卒中や心疾患などの予防活動を、引き続き推進してまいります。また、昨年度策定しました「健康日本21上富良野計画」に基づき、本年度は、働き盛りの青年期層と壮年期層を対象者の重点と位置付け、生活習慣の改善に取り組んでまいります。

また、健康診査事業については、町民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣の改善が行えるよう、一層推進してまいります。

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営については、施設サービスと在宅サービスの趣旨に沿った運営に努めるとともに、

本年4月より、介護保険制度における居宅介護支援事業所の指定を受け、在宅サービスを推進しながら高齢者の生活支援に努めてまいります。

国民健康保険事業については、昨年の法改正により、国保税の算定見直しや前期高齢者の段階的増加により、これまで以上の医療給付とそれに対応する財源の確保が必要な状況となりました。このことから、応能応益バランスを考慮した国保税の税率改定を最小限にとどめ、基金の一部を支消することで、事業運営の安定を図ってまいります。

医療給付費については、制度改正による加入者数の増加など、給付費の増加が必至であり、何よりも医療費の縮減が重要であります。このことから、本町の特徴といえる循環器系疾病、とりわけ高血圧症を抑制するため、引き続き町民健診事業と連携を図りながら、循環器系疾病の早期発見、早期治療に努め、医療費の縮減を進めてまいります。

老人保健事業については、昨年の法改正により、対象年齢は毎年一歳ずつ引き上げられ、最終的には75歳以上となることから、対象者数は徐々に減じてまいります。しかし、財源負担割合の改正により、公費負担割合も引き上げになったことから、町の負担についても前年対比で約13.5パーセントの増となるなど、大変厳しい状況を迎えておりますが、安定した制度運営に一層努めてまいります。

病院事業については、近年、診療報酬・医療提供体制の見直し、高齢者に対する定率負担制の導入などの引き上げを伴う改正などが行われ、病院経営を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっております。

本年度は、改正医療法による病床区分の届け出、看護職員の人員配置引き上げに対する措置、入院基本料の上位届け出が行われます。また、病室など環境改善のための整備、医療器械など整備計画に基づく更新などを図り、診療体制の充実に努めてまいります。

また、新院長による診療体制のもとで、職員一丸となって効率的な病院経営に取り組んでまいります。

次に、2つ目の柱の「**活力ある産業のまち**」づくりについてであります。

近年の農業をめぐる情勢は、国際化・情報化・規制緩和などが加速する中で、農畜産物の輸入も増大し、農産物価格の低迷を招き、農業の収益性も低下してきております。また、「食」の安全・安心が揺らぐ中で、消費者からは良質で安全な食料が求められています。

これらの動向を踏まえ、町の基幹産業である農業の振興を図っていくため、農業者の自主的、主体的な取り組みを基本にして、第4次農業振興計画の諸施策を関係機関との連携のもとに推進してまいります。

農地行政については、農業委員会と連携を図りながら、地域農業の担い手への集団的な農地利用の集積と土地利用調整を推進し、優良農地の保全確保と適切な利用を図りながら、農地流動化を推進してまいります。

水田農業経営確立対策については、米需要の大幅な減少から、今後の米政策の見直しにより米需給の安定を図ることが求められております。このため、本年度の生産調整規模は、需要量に見合った生産を推進する観点から、全国ベ - スで106万ヘクタ - ル、本町においては1,250ヘクタ - ルの規模となります。

経営確立助成の水準は現行通りであります。収益性を高める観点から麦、大豆などを組み合わせた取り組みを進めてまいります。

認定農業者制度については、農業者自らが効率的で安定した農業経営をめざすうえにおいて、ますます重要となってきております。このことから、農業者に対する制度の普及促進に、より一層努めてまいります。

農用地利用集積実践事業については、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営の育成を進めてまいります。国の補助制度を活用して、農用地利用改善団体による利用調整活動を通し、認定農業者などへ農地の利用集積を行うため、利用権を設定する受け手農業者を対象に、事業を実施する農用地利用改善組合への運営支援を、引き続き実施してまいります。

農業の家族経営を形成確立するため、家族経営協定締結を推進してまいります。また、農業者の老後の生活、福祉向上を図るという農業者年金制度については、大幅な制度改正がなされたことから、政策支援を受けるための青色申告、並びに認定農業者制度を積極的に推進し、農業者年金への加入促進と経営移譲年金などの受給指導に努めてまいります。

生産振興総合対策事業については、安全・安心で良質な馬鈴薯の出荷をこれまで以上に行っていくために、農林水産省の補助採択を受け、農協の事業主体による「馬鈴薯中心空洞化機械」の導入を進めてまいります。

演習場周辺農業用施設設置助成事業については、防衛施設庁所管の補助採択を受け、農協の事業主体による「麦乾燥調整施設」建設のための実施設計に取り組んでまいります。

道営基盤整備事業については、富原地区、富原南地区の担い手育成基盤整備事業、草分地区農地防災事業、東中19地区農道整備事業を、引き続き実施してまいります。

国営土地改良事業については、昭和48年度からスタートした「しろがね地区」が、平成14年度をもって完了し、本年4月より負担金の償還と施設の維持管理が始まります。負担金の償還については、受益負担の軽減に意を注ぎ、新たに「しろがね土地改良区」を設立し、施設の維持管理に努めるとともに、基幹水利施設の管理についても関

係自治体と連携しながら万全を期してまいります。

森林整備地域活動支援交付金事業については、水土保持や大気循環、地球温暖化防止など、森林の公益的機能を持続させるため、民有林の施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者の活動に対し、国、道の補助のほか、町の助成も講じてまいります。

商工振興については、日本全体の景気回復の兆しが見えない中で、経済のデフレ現象により、厳しい事業経営とともに国民の消費購買力の低迷が続いています。

こうした中で、町内の商工業においても売上げの減少など、大変厳しい状況が続いていますが、活力ある産業の育成を図るため、小規模事業者の店舗増改築など、町商工会との連携を緊密にして助成策を、引き続き実施してまいります。特に、現在進められている市街地の歩道整備と連動した店舗整備の促進を取り進めてまいります。

また、地域産業の育成のため企業に対する雇用助成、利子補給、税の優遇措置などを継続するとともに、中小企業の融資を通じた事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

労働行政については、雇用情勢は依然として厳しい状況ですが、町内の就職先は本町の誘致企業の事業拡張などによって、他の同様な町に比べ良い実態にあります。

しかし、地元高校への求人が少ないことから、高校生の企業体験などを通じ地元企業の理解をより一層深め、就職率の向上に努めてまいります。

観光振興については、観光客の入り込みが年間100万人を超えるまでになりましたが、町の観光情報を絶えず提供し続けることが重要なことから、観光協会や観光関連団体及び富良野地域の市町村と連携した広域観光を一層推進してまいります。

ホームページを活用した観光情報の提供や、パンフレットの見直し

などの改善を図りながら、より効果的な観光宣伝活動に努めてまいります。また、訪れた観光客に満足いただけるよう優しくもてなすホスピタリティー運動の推進を図るとともに、体験型観光やウォーキングコースなどの観光資源の整備、並びに通年型・回遊型・滞在型観光の推進に努めてまいります。

次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

都市計画マスタープランを推進する観点から、市街地の整備をはじめ、都市計画マスタープランに位置付けした事業の推進を図ってまいります。

駅を中心とした周辺地区の整備については、本年度において、町が主体となって行う事業の規模や手法の検討と事業費算出のための調査を行ってまいります。

昨年度に着手いたしました、通称銀座通りの整備につきましては、沿道周辺の繁華街が、まちの賑わいと活気を創出する場となるよう、本年度も引き続き整備を進めてまいります。

景観条例の制定については、昨年度実施した町民の景観に対する意識などの調査結果を基に、平成16年度の施行をめざし、単に規制や罰則を規定するものではなく、協議・誘導・共働を柱に据え、関わり深い産業関係者の方々をはじめ、町民の参加を得ながら、制定作業を進めてまいります。

昭和58年度から整備を進めてまいりました日の出公園は、本年度の西斜面の花壇整備、遊具の設置、展望台の舗装などの整備をもって、都市計画公園としての事業を終了いたします。

建築確認申請事務については、本年度より北海道から権限委譲を受け、建築主事を配置し、申請手続き及び完了検査事務の迅速化を図り、

住民サービスの向上に努めてまいります。

町営住宅の整備については、昨年度より着手しました泉町北団地の建替事業を進め、2号棟8戸の建設を本年度から2ヵ年計画で建設してまいります。また、既設の町営住宅については、「上富良野町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、西町団地20戸の住環境整備事業として、トイレの水洗化を行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、昨年度から整備を進めていた清富地区の水道施設が、本年10月には完成することから、11月からの供用開始に向けて取り進めてまいります。

簡易水道施設整備事業については、里仁浄水場の原水における水質悪化の恒久対策として、本年度から2ヵ年計画でろ過装置の整備を図ってまいります。また、既存施設の水質管理に努め、安全な水の供給に努めてまいります。

上水道事業については、老朽管の更新を計画的に進めるとともに、漏水を防止し、有収率の向上を図ることにより、経営の健全化に努め、良質で安全な水の供給に努めてまいります。

公共下水道については、計画的な事業の推進を図り、本年度は西町、島津地区の汚水管渠工事を実施してまいります。また、全体処理区域の見直しを行い、新たに北町地区を拡大し、衛生的で快適な生活環境の向上に努めてまいります。

ごみの処理については、昨年10月から一部有料化と新たな分別を実施しましたが、町民の皆様のご協力をいただきながら、より一層の奨励を図ってまいります。

富良野圏域における広域分担処理の中で、本町においては、粗大ごみ・衛生用品の分担処理を本格的に受け入れしてまいります。

また、し尿及び生ごみについても、本年4月より富良野地区環境衛生組合の「汚泥再生処理センター」が本稼動になることから、広域分担処理が推進される運びとなりました。今後も関係自治体と連携しながら、循環型社会の構築を推進してまいります。

合併浄化槽設置事業については、公共下水道の処理区域外に生活する住民の生活排水やし尿の浄化処理を進め、地球環境の保全と農村地域の生活環境の向上はもとより、農業後継者対策としても重要な事業として、第4次総合計画の主要施策にも位置付けがなされております。

本年度は、5人槽換算で30基の整備を予定しており、国の補助事業に公共下水道事業との均衡を考慮した町の助成を上乗せしながら、計画的な整備に着手してまいります。

交通安全、防犯対策については、町民の誰もが事件や交通事故の加害者、被害者にならないという願いのもと、事件や事故発生の抑制を主眼に置き、関係機関・団体と連携を図りながら、啓発活動の充実に力を注いでまいります。

交通安全は、町民の安全意識に支えられることから、長年「交通安全は家庭から」をスローガンに進めてまいりましたが、今後においても、事故発生を未然に防ぐため、家庭や地域での交通安全活動をより一層推進するとともに、意識の高揚に努めてまいります。

防犯関係では、暴力団などによる巧妙化する不当行為被害を未然に防ぐため、町の公共施設の使用を制限するための、いわゆる「暴力団排除条例」の制定に向けて、富良野警察署及び関係機関とともに検討を進めてまいります。

防災対策については、平常時から危機管理意識の高揚を図るため、啓蒙活動を引き続き推進してまいります。

昭和61年3月に策定した上富良野町地域防災計画の全面改訂と職員災害初動マニュアルを策定して、大規模災害に対する備えを充実、強化してまいります。また、平成13年度から更新を進めている防災

行政無線施設については、引き続き防衛施設庁所管の演習場周辺無線放送施設設置助成事業の補助を受け、本年度で整備を完了いたします。

総合防災訓練では、町民への情報伝達訓練、関係機関との通信連絡訓練、危険区域での避難訓練、災害弱者の救助救出訓練などを通して検証し、課題を解決することにより、十勝岳火山噴火などの自然災害に備えてまいります。

道路網の整備や河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と地域の産業を支える基盤づくりを基本に捉え、国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、有効かつ効率的に事業を推進してまいります。

90式戦車への対応として、本年度は富原橋の架け換え工事を完成させ、北24号道路改良舗装工事に着手してまいります。

除排雪対策については、除雪や運搬排雪及び交差点の安全対策などを重点的に行い、町民が快適に活動できるよう対応してまいります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町民との「共働」によるまちづくりを進めていくためには、町の保有する情報を広く町民に提供し共有する中で、町民参加による町政を推進していくことが重要であります。

このため、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」のほか、「行政ホームページ」さらに、会議の公開など、様々な機会や手段を通じて、情報の提供に努めてまいります。

また、町民が考えるまちづくりについて、意見を交換できる広聴活動の充実に努めてまいります。

自衛隊との協調については、上富良野駐屯地との連携を一層強め、良好な関係を築いてまいります。

住民基本台帳ネットワークシステムについては、第2次稼働として8月から開始となる住民基本台帳カードの発行に向けて、機器などの整備を進めてまいります。カードの発行により本人確認が容易となることから、住民票の広域交付も可能となります。町においても、町内各施設を利用する際の本人確認手段としても、カードの活用拡充に努めてまいります。

国や北海道では、電子自治体の形成を推進していることから、町においても本年中には総合行政ネットワークに接続するよう取り進めてまいります。また、町内の学校や主な公共施設を無線によりネットワークで結び、住民が利用できる端末を適宜配置し、情報通信を利用した情報の開示と共有化を進めるとともに、町の条例集の電子化など、新たな行政サービスの展開についても検討を進めてまいります。

本年4月に執行される北海道知事・北海道議会議員選挙及び本年8月に任期を迎える上富良野町議会議員の選挙については、公正な執行に努めてまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。

課税にあたっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。また、納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対しては納税意識の高揚に努め、収納の向上対策に職員一丸となって取り組みます。町税等滞納処理対策プロジェクトについても、引き続き徴収強化月間を設定し、訪問徴収と納付督促に一層の努力をしてまいります。

行財政改革については、最終年次を迎える行財政改革実施計画の着実な遂行と目標の達成に重点を置くとともに、激変する地方行財政環境に対応するため、従来の視点から大きく脱却を図りながら、次期、行財政改革大綱と行財政実施計画を策定してまいります。

行政組織については、地方分権を主軸とした社会情勢の変化に対応できる地方自治体をめざして、より横断的、機動的、かつ効率的な組織に改革することで、検討を進めてまいります。

本年4月から施行する職員給与水準の見直しについては、近隣や類似する町村との均衡や、その動向を把握しながら、適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

財務会計システムについては、行政イントラネットを活用しながら、行財政改革の一環として、財務事務の効率化を図ることで、来年度の稼働をめざして導入してまいります。

庁舎内の指定金融機関派出所については、本年3月末をもって廃止されることから、これまで旭川信用金庫の派遣職員が行っておりました窓口での収納及び現金支払業務は、会計課職員で対応することになりますが、事務処理の効率化を図り、住民サービスの低下を招くことのないよう努めてまいります。旭川信用金庫には、従来どおり本町の指定金融機関として公金事務を取り扱いいただきますので、派出所廃止後も連絡調整を密にしながら円滑な事務処理に努めてまいります。

公共工事などの入札・契約については、その透明性・競争性が強く求められており、法令などの規定に基づき適正な執行に努めてまいります。また、平成15・16年度は、新たな資格申請に基づく登録者において、入札・契約を執行することとなっており、公共工事以外の契約についても登録の適正化を図り、契約実務全体の適正執行を図ってまいります。

以上、平成15年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成15年度予算案の概要を申し上げます。

平成15年度予算案の編成にあたっては、「行財政改革大綱」及び「健全財政維持方針」に基づき、特に、創意工夫の点検、歳入一般財源の4%の削減目標達成、行財政改革所管事項の進捗状況把握と達成に向けた行動、事務事業全般にわたる実施方法などの点検・見直し、受益者負担の原則に基づくコストを勘案した料金水準に重点を置き、限られた歳入一般財源の中で、いかに町民の負託に応え、効率的な行政サービスを提供していくかを主眼に、予算編成を行ったところであります。

まず、一般会計の予算規模は、国営土地改良事業負担金の一括償還分約14億円と、保健福祉総合センターの建設費約7億円の21億円を含めた、総額98億2,500万円となり、前年度当初予算対比25.1%の増となっております。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などとしては、国民健康保険特別会計には保険税軽減の措置などとして、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には基準に基づくものとして、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には建設費及び公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計には、基準に基づく経費、経営健全化の経費などとして、水道事業会計には、水道事業にとともなう負担措置として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	11億5,540万円
老人保健特別会計	13億9,290万円
公共下水道事業特別会計	5億7,510万円
簡易水道事業特別会計	8,060万円
介護保険特別会計	5億6,300万円

ラベンダーハイツ事業特別会計	2億9,760万円
病院事業会計	10億3,281万6千円
水道事業会計	2億4,840万円

となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は 53億4,581万6千円で、一般会計予算と合わせた町の総予算額は 151億7,081万6千円で、前年度当初予算対比 12.1%増、額にして16億3,468万6千円増の財政規模になっております。

以上、議員各位、並びに町民皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成15年度の町政執行方針といたします。

平成15年3月3日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄